

# 三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」

1月に入り11都府県に緊急事態宣言が発出され、その後、2月2日に、栃木県を除き、期間が3月7日まで延長されました。

本県においても、1月以降厳しい感染状況が続き、1月14日には三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」を発出しました。この中で、県境を越える移動、大人数や長時間におよぶ飲食の自粛、地域を限定して酒類を提供する飲食店における営業時間の短縮などを要請させていただいたところです。

宣言の発出後は、県民、事業者の皆様のご協力の成果により、飲食の場や県外由来と考えられる感染が大きく減少するとともに、新規感染者数も減少傾向に転じていますが、クラスターが多数発生し、依然として新規感染者数は高い水準にあり、医療提供体制も厳しい状況が続いています。

ここで感染を確実に抑え込み、県民の皆様のご命と健康を守るため、気を緩めることなく、引き続き対策に取り組む必要があることから、県内全域を対象に発出している

**“三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」”を延長します。**

宣言に基づき、県民の皆様と一緒にオール三重で感染防止対策に取り組んでいくことが、感染を抑え込むことに直結します。以下に、これまでの協力要請に加え、県民、事業者の皆様に対し、直近の感染状況もふまえた新たな協力を要請させていただきますので、何卒ご協力をお願いします。

## 1. 警戒宣言発出後の感染状況

「緊急警戒宣言」発出後における傾向として、

- ・医療機関、社会福祉施設におけるクラスター
- ・居場所の切り替わりの場面（食事、休憩など）での感染事例
- ・カラオケ喫茶におけるクラスター

が多数発生しています。また、

- ・依然として高い水準で新規感染者が発生し、重症者も増加傾向
- ・これまでに感染者の発生が少なかった地域においてもクラスターが複数発生

するといった傾向があります。

## 2. 県民の皆様へ

### (1) 徹底した感染防止対策

- 大人数や長時間におよぶ飲食やカラオケなどの大声を発する集まりといった場面は、感染のリスクが高まりますので、感染防止対策がとれない場合は、時間帯を問わず、こうした場面への参加を避けてください。【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
- 通勤、通学等で県外を訪問される場合は、大人数や長時間の飲食の場への参加は避けてください。
- 若い世代の方は、本人が知らない間に無症状のまま、ご家族やご友人などに感染を広げてしまう可能性があります。改めて最大限の感染防止対策を行ってください。

## ＜新たな要請＞

- 仕事の間の休憩や食事など居場所が切り替わる場面においては、気の緩みなどで感染リスクが高まるため、会話の際にはマスクを着用し、人との距離を確保するなど感染防止対策を徹底してください。 **【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**
- 飲食の場面における接触機会の低減を図るため、食事の際はテイクアウトやデリバリーも積極的に活用してください。

## (2) 移動の自粛

- 県境を越える移動は、生活の維持に必要な場合を除き、避けてください。

**【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**

## ＜新たな要請＞

### (3) 県内移動の慎重な判断

- 県内における移動については、今その必要があるか、一度立ち止まって考えていただき、移動先が、「『密』となる」、「大声を出す」など感染リスクが高くなる場合は移動を避けていただくなど、慎重な行動をお願いします。

## 3. 県外の皆様へ

- 緊急事態宣言が発出されている都府県及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアにお住まいの方については、生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動を避けてください。
- その他の地域にお住まいの方についても、お住まいの都道府県の移動に関する方針等にご留意いただき、今その必要があるか、延期ができないか、一度立ち止まって考え、感染拡大防止の観点から控えてください。

## 4. 事業者の皆様へ

- 県内においてクラスターが多数発生しているような施設や、その他全国でクラスターが発生しているような施設においては、改めて感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底するとともに、従業員や利用者への注意喚起を行ってください。

**【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**

- 外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者、外国人と関わりのある団体等の皆様におかれましては、感染防止対策について、外国人の方にも伝わるよう丁寧に周知してください。

**【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**

- ローテーション勤務や時差出勤、自転車通勤、オンライン会議ツールの活用等、接触機会低減の取組に加え、在宅勤務（テレワーク）の推進により、可能な限り出勤者の5割削減に取り組んでください。
- 高等教育機関、高等学校、中学校において、懇親会や寮生活、部活動、課外活動などでクラスターとなった事例がみられます。学外での行動も含めた感染防止対策について、学生・生徒に対し周知徹底してください。

## ＜新たな要請＞

- 医療機関、社会福祉施設の皆様におかれましては、引き続き感染防止対策を徹底いただくとともに、特に施設内へ「持ち込まない」「広げない」ことを意識した対策を行ってください。

**【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**

○事務所や工場など業務を行う場所での感染防止対策に加え、食堂、休憩所、喫煙所などにおいても感染防止対策を徹底し、従業員の皆様に注意喚起を行ってください。

**【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**

**5. 偏見や差別の根絶について**

感染された方やそのご家族、仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることがないように、偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

以上について、3月7日(日)まで協力を要請します。

なお、感染状況が早期に改善した場合は、期限を待たず宣言を解除いたします。

**6. 三重県が実施する緊急対策**

**(1) 医療提供体制**

**① 病床確保・有効活用**

- ・新規感染者数が、1月22日には過去最多の54人に上るなど、高水準で推移していることから、病床のさらなる確保に向けて医療機関と調整を行い、これまでの357床に16床を加え373床を確保
- ・引き続き、病床の確保に向けて、各医療機関と調整を行うとともに、新型コロナウイルス感染症から回復した患者の円滑な受入について、各医療機関に対して協力を依頼
- ・宿泊療養施設については、入院や外来評価を経た入所に加えて、地域の感染状況に応じて一定の条件を満たす場合には、直接入所を可能とするなど、さらなる活用を推進

**② 保健所機能の強化**

- ・保健所OB・OG職員や看護師等の任用、全庁的な応援体制、検体搬送や患者搬送車の運転業務および電話相談業務の外部委託化等の継続に加え、市町の協力により、県保健所に市町職員(保健師等)を派遣いただく仕組みを構築
- ・外国人患者の入院調整や接触者調査等にかかる正確かつ迅速な対応に資するため、保健所へ外国語対応可能な調査支援員を派遣する体制を構築

**③ ワクチン接種体制の整備**

- ・ワクチンが承認され、供給量等が明確に示された段階で速やかに接種可能となるよう関係機関等と密接に連携し体制を整備
- ・まずは医療従事者等への接種体制を構築するため、県内各地域の病院、医師会、関係団体、市町等と連携しながら、接種場所の確保や接種に向けた調整を実施
- ・県民の皆さんが安心してワクチン接種を円滑に受けられるよう、実施主体となる市町を支援するとともに、ワクチンに関する正しい情報提供や専門的な相談に対応する体制を整備

**(2) 経済対策**

**① 「緊急支援パッケージ」**

**(資金繰り支援)**

- ・金融機関に対し、既往債務の返済条件の緩和など実情に応じた支援を要請

### (販売促進)

- ・ECポータルサイトを活用した販促キャンペーンの拡大や県内小売店と連携した地域産業応援フェアなどの開催により、県産食材の販売促進や消費喚起を実施

### (観光地支援)

- ・観光ニューノーマルアドバイザー等を活用した安全安心な観光地づくりを進めるとともに、感染状況に応じ、対象を県民に限定した観光キャンペーンを実施

### (事業継続・業態転換)

- ・飲食店におけるテイクアウト対応、新たな販路開拓などの事業継続や、サプライチェーンの断絶に備えた内製化などの業態転換に向け、県内全地域・全業種を対象にした補助金を創設

### ②追加支援(事業継続支援)

- 緊急警戒宣言の継続により飲食店を取り巻く厳しい環境が長期化することから、飲食店やその取引先等の事業継続のための支援金を創設

## (3)外国人住民への対応

### ①情報提供・啓発の強化

外国人住民の皆様が、言語や生活文化の違いに関わらず感染防止対策を理解し、実践していただけるよう、市民団体との連携によりSNSでの情報発信や外国人住民を対象とした啓発事業を実施

### ②感染防止対策

感染者が発生した際に迅速に連絡調整や積極的疫学調査を行うため、検査や入院、濃厚接触者となった際などの注意事項をやさしい日本語や多言語で作成

## (4)広報の強化

緊急警戒宣言における要請内容等について、県民、事業者の皆様と一緒に取り組んでいくため、様々な媒体を活用し周知啓発。

- ・県内商業施設における放送
- ・道路情報板への掲載
- ・ホームページ、SNSの活用
- ・新聞、テレビ、ラジオにおける広告等

また、2月7日までを期限としていた「三重県指針」ver.8についても、「緊急警戒宣言」の延長に合わせ、3月7日までに延長いたします。

爆発的な感染拡大には至っていないものの、厳しい状況が続いており、医療体制にも負荷がかかっています。こうした状況を打破し、感染拡大を確実に抑え込むため、今しばらく県民・事業者の皆様には大変心苦しいお願いを続けざるをえない状況です。

今年こそは、柔らかな日差しの降り注ぐ暖かい春を健やかに迎えることができるよう県としても躊躇なく必要な対策を実施してまいりますので、県民、事業者の皆様におかれましては、引き続き徹底した感染防止対策をお願いします。

令和3年2月5日  
三重県知事 鈴木英敬